

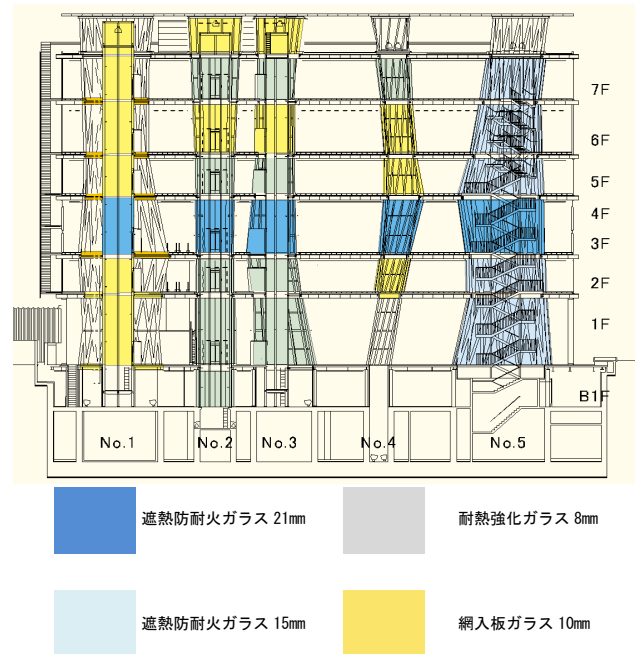
防火区画をガラスで形成している事例

「公共建築物等木材利用促進法」に基づき、国は木材の利用の促進に当たっては、自ら木材を利用することはもちろん、国民に木の良さを実感してもらうことが重要である。そこで、本資料では、木材の多様な利用方法（現し方）の可能性の観点から、一般的には隠れてしまう防火区画をガラスで形成した事例を紹介する。

せんだいメディアテーク（2000年8月竣工）の事例

（1）特徴

- ・ 地下2階・地上8階、鉄骨造（地下部分はRC造）
- ・ 主な用途：図書館、美術館、映画館
- ・ ガラスのチューブは避難階段、EVシャフト、DS、EPS、ライトシェルフ等の堅穴区画を構成している。



資料提供：日本板硝子株式会社

（2）ガラスの堅穴区画を実現するために用いた手法

- ・ 30～60分遮熱防耐火ガラス等を用いて、ガラスの堅穴区画を実現させている。
- ・ 日本建築センターの防災性能評定を受けて、旧建築基準法第38条による大臣認定を取得した。
- ・ 認定に当たっては、防火性能の検討と評定、数回にわたるガラスとサッシの防耐火試験と、避難階段シミュレーションが行われた。

第38条【特殊の材料又は構法】

この章の規定又はこれに基く命令若しくは条例の規定は、その予想しない特殊の建築材料又は構造方法を用いる建築物については、建設大臣がその建築材料又は構造方法がこれらの規定によるものと同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。